

# 芸術文化振興基金の概要

## 芸術文化振興基金の目的とその仕組み

### [目的]

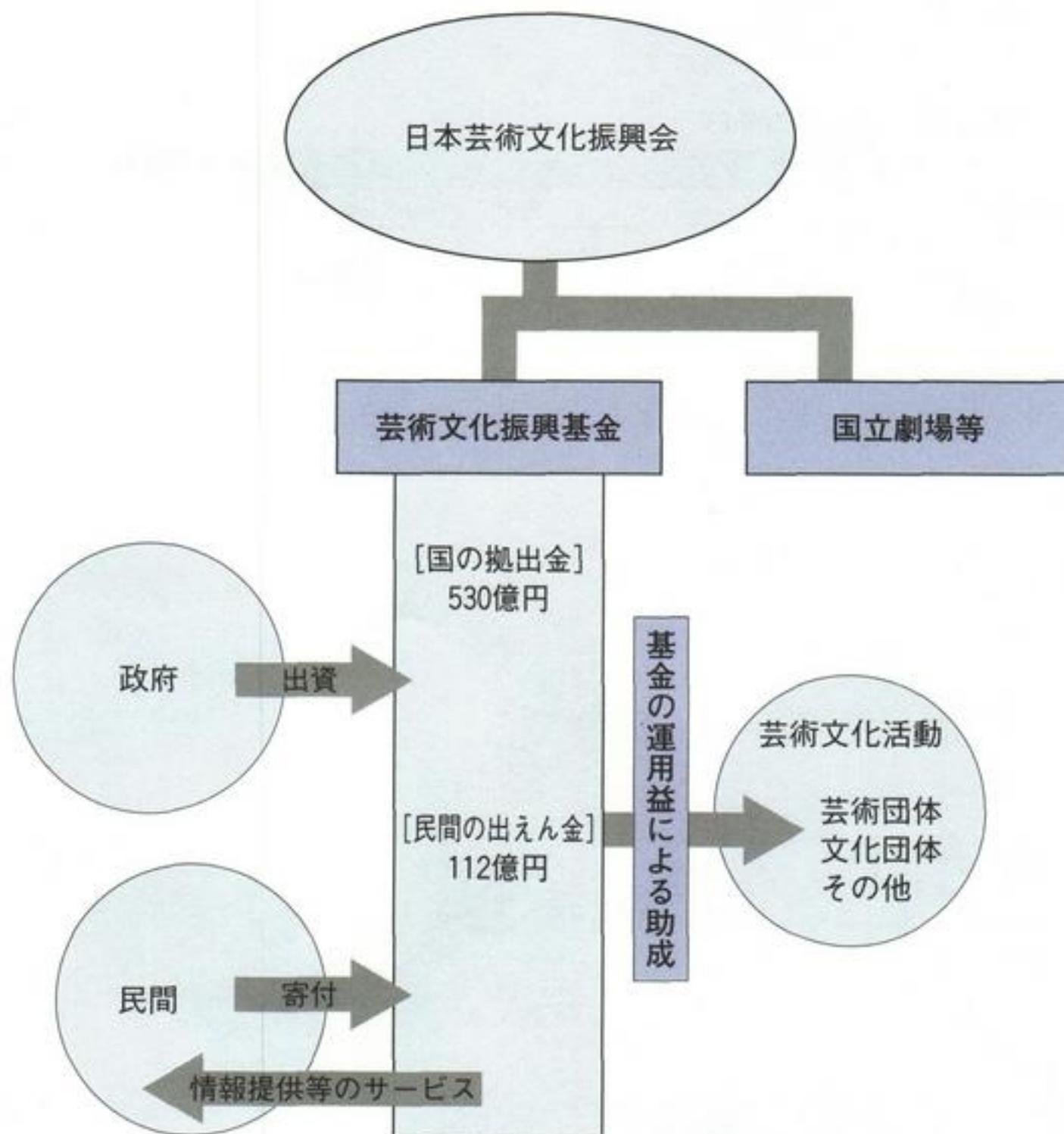
芸術文化振興基金の目的は、芸術・文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的、安定的に行うための財源を基金として確保し、その運用益を用いて芸術文化団体等の活動に助成します。

### [仕組み]

芸術文化振興基金は、政府出資金530億円と民間からの出えん金112億円の計642億円を原資として、その運用益をもって我が国の芸術文化活動に対する助成に充てます。

日本芸術文化振興会における基金業務については、国立劇場に関する業務とは明確に区分経理することが法律上規定されており、組織上も基金業務に係る事務組織を設け、必要な定員を配置して業務運営の適正な実施に努めています。

図 芸術文化振興基金の仕組み



## 助成事業の概要

### [助成対象活動の募集]

助成対象活動の募集は、原則として毎年度1回（活動実施年度の前年度中）、公募により行います。具体的な募集の時期・方法、助成の対象となる活動等については、毎年度作成する「募集案内」で具体的に示します。

助成金の交付を希望する者は、募集案内の定めるところにより、助成金交付要望書及び団体概要等を日本芸術文化振興会（地域の文化振興に係る活動及び文化に関する団体が行う活動については、都道府県教育委員会又は知事部局を通じて）に提出することとなります。

### [助成対象活動・助成対象者]

助成の対象となる活動は、次のとおりです。

#### 1. 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- (1) オーケストラ、オペラ、合唱、室内楽、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演その他の活動
- (2) 文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞、演芸等伝統芸能の公開その他の活動
- (3) 美術の展示その他の活動
- (4) 映画の製作活動
- (5) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動

#### 2. 地域の文化の振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し、活用する活動
- (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し、活用する活動

#### 3. 上記1、2のほか、文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- (1) アマチュア、青少年、婦人その他の団体が行う公演、展示その他の活動
- (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復活、伝承その他文化財を保存する活動

助成の対象となる者は、芸術家及び芸術・文化に係る活動を自ら行う団体とされていますが、具体的には、助成対象活動ごとに募集案内で定められます。

### [助成対象活動の決定・助成金交付の手続]

応募された活動の中から、運営委員会の調査審議を経て助成対象活動及び助成金の額が決定されます。

採択された助成対象活動については、「芸術文化振興基金助成金交付要綱」の定めるところにより、所定の手続をとることとなります。

図 助成金交付の手続

